

江東区 長期計画区民アンケートにご協力を 3,000人に調査票を郵送

区では、令和2年度～11年度を計画期間とする、江東区のみならず、区政運営の具体的な指針となる「江東区長期計画」を令和2年3月に策定しました。計画では、教育や福祉、環境などの各施策における目標の達成度を測るための「成果指標」を設定することで、計画の進捗よく状況を数値で把握し、区の現状が目標に向かって進んでいるか、評価を行っています。この成果指標の現状値を把握するため、区民の皆さんの意識や生活実態について、アンケート調査を行います。

18歳以上の区民の方3,000人を無作為に抽出し、調査票を送付しました。今年度から、インターネットでの回答が可能となります。ご協力のほど、よろしくお願ひします。

なお、本調査は区が委託した調査機関が実施しています。

○ 2月8日(水)
[回答方法] 調査票に記入し、同封の返信用封筒で企画課へ郵送または区ホームページより回答
企画課企画担当
☎(3647)9168
FAX(3699)8771

新型コロナウイルス感染症に伴う 国民健康保険傷病手当金の支給 適用期間は令和5年3月まで

国民健康保険の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができなかつた期間(一定の要件を満たした場合に限る)、傷病手当金を支給します。

○ 対象者
次のすべてに該当する方
○ 江東区国民健康保険被保険者
○ 勤務先から給与の支給を受けている方

○ 新型コロナウイルス感染症に感染またはその疑いがあるため労務できなかつた期間がある方(濃厚接触者は対象にならない)

○ その就労できなかつた期間について、給与の全額または一部が支給されない方
※ 個人事業主の方は対象となりません。

○ 支給期間
労務に服することができなかつた日から起算して、3日を経過した日から労務に服することができない期間

○ 支給額
(直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額) × 2 / 3 × 日数(支給対象となる日数)
※ 一日当たりの支給額に上限がありません。

補助金を支給 貨物自動車運送事業者の 皆さんを支援

燃料価格高騰の影響を大きく受けている貨物自動車運送事業者に対し、補助金を支給いたします。締め切りが近づいているので忘れずに申請してください。

○ 対象
○ 一般貨物自動車運送事業者
○ 特定貨物自動車運送事業者
○ 貨物軽自動車運送事業者

○ 補助額
売上高および事業種別に応じ10万円または20万円

○ 申請期間
3月31日(金)まで(申請期間は労務不能であった日から2年間)

○ 申請
支給を受けるためには、申請が必要で、申請を希望する場合は、事前に電話でお問い合わせください。申請書の書式は、区ホームページからダウンロードできます。

○ 医療保険課係
☎(3647)3168
FAX(3647)8443

アスベスト調査結果 大気中のアスベスト濃度は健康に影響なし

アスベストによる大気汚染の状況を把握するために、年一回一般環境のアスベスト調査を実施しています。令和4年度の調査は、3地点(豊洲4丁目、亀戸7丁目、東陽4丁目)で連続する3日間実施しました。それぞれの平均値は下表のとおりです。

アスベスト濃度には環境基準は設定されていませんが、WHO(世界保健機関)によると、都市における大気中のアスベスト濃度は一般に1～10(本/リットル)であり、この程度であれば健康リスクは検出できないほど低いとされています。

区の調査結果はこの数値を大

調査地点	濃度(本/リットル)
豊洲	0.056(本/リットル)
亀戸	0.056(本/リットル)未満
東陽	0.070(本/リットル)

※(本/リットル): 空気1リットル中に含まれるアスベスト繊維の本数

高齢者精神保健相談

「物忘れがひどくなった」「気分落ち込みや不安・思い込みが強い」「暴言・暴力・徘徊に困っている」など、認知症や高齢期のこのころの問題に悩んでいますか。本人やご家族等を対象に専門医による個別相談を行っています。一人で悩んだり、家族で抱え込まず、お気軽に管轄の保健相談所へご相談ください。

○ 管轄の保健相談所へご予約を
☎(3637)6521
FAX(3637)6651
深川保健相談所
☎(3641)1181
FAX(3641)5557
深川南部保健相談所
☎(5632)2291
FAX(5632)2295
城東南部保健相談所
☎(5606)5001
FAX(5606)5006

食品衛生監視指導計画(案) 食の安全・安心を守るために 意見を募集

「令和5年度江東区食品衛生監視指導計画(案)」を公表しています。計画(案)に対する意見をお寄せください。

「令和5年度江東区食品衛生監視指導計画(案)概要」
目的
区民の健康を守るために、食品衛生法に基づいた監視指導を実施して食生活の安全を確保します。

「主な監視指導事業と重点監視指導事業」
区では、独自の事業も含め食にかかわるさまざまな事業を実施しています。なかでも、区民生活への影響が大きい次の①～③を令和5年度の「重点監視指導事業」として、④を「集中的監視事業」として実施します。

① 食中毒対策事業
発生件数や患者数が多い、あるいは、重篤となる恐れがある食中毒(寄生虫(アニサキス)、カンピロバクター、ノロウイルス、腸管出血性大腸菌)について予防対策を行います。
また、大規模調理施設・社会福祉施設・児童福祉施設等の監視も実施します。

② 違反食品、輸入食品等に係る事業
違反食品等が発見された場合には、関係機関と連携し、速やかに回収や廃棄等の危害除去の措置をとります。

③ 適正な食品表示に関する事業
適正な食品表示が実施されるよう、区内の製造所および販売店において表示内容の点検と指導を行います。

④ 豊洲市場に関する事業
豊洲市場内の飲食店等については、東京都と連携して監視指導を行います。また、市場周

辺で開催されるイベント等に出店し、食品を提供する店舗への監視指導を行います。

「食品等取り扱い事業者による自主的な衛生管理の推進」
食品衛生推進員の活用、食品衛生協会の事業支援、食品等取り扱い事業者へのHACCP(ハサップ)を用いた衛生管理の導入と支援を行います。

「情報提供および意見交換」
食品衛生に関する情報を区報や、定期的に発行する食品衛生ニュースでお知らせします。さらに、講習会を通じて事業者や区民に情報を提供します。

また、公開されている食品衛生推進会議等において、区民・営業者・行政担当者間で意見を交換します。

「江東区食品衛生監視指導計画(案)の閲覧場所」
区ホームページ、こうとう情報ステーション(区役所2階)、保健所生活衛生課、各保健相談所
※ 皆さんのいただいたご意見は、計画策定において参考とさせていただきます。なお、個別回答は行いません。

「意見募集期限」
3月3日(金) 必着

「意見の提出方法と提出先」
①住所②氏名③ご意見を記入し、〒135-0016東陽2-1-11保健所生活衛生課の安全係へ郵送、ファクス、メールまたは窓口、区ホームページ
☎(3647)5812
FAX(3615)7171
[e] hc-shokuhin@city.koto.lg.jp